

会 員 各 位

一般社団法人 愛知県馬主協会
会 長 服 部 康 夫平成27年分競走馬保有に係る所得の税務上の取り扱い
及び、関係申請書の送付その他について（お知らせ）

1. 競走馬保有に係る所得の税務上の取り扱いについて

個人馬主の競走馬保有に係る所得については、昨年と変更点はありません。

下記事業所得の判定基準により「事業所得」該当者は、下記に基づき各申請機関に所定事項を記入し、**必ず返信封筒に宛名及び、切手を貼付のうえ発送して下さい。**尚、「事業所得」の判定基準①・②・③に該当しない方は「雑所得」となりますので(1)地方競馬全国協会(2)愛知県競馬組合への申請は必要ありません。所得税の確定申告は、明年3/15(火)・消費税3/31(木)となっておりますので、1月下旬までに発送を完了して下さい。

※ 「27年競走馬税の手引き」及び、「収支明細書」を数部本会に用意してありますので必要な方は、お申し出下さい。

記

◎ 事業所得の判定基準

(保有頭数による判定)

- ① 平成27年における登録期間が6月以上の競走馬を5頭以上保有している場合。
② 平成27・26・25年の各年において、その各年における登録期間6月以上の競走馬を2頭以上保有し、かつ、平成26・25・24年の3年のうちに黒字の年が1年以上ある場合。

☆申請機関 地方競馬全国協会「競走馬の登録及び出走回数等証明書」(同封) 1ヶ所へ

(出走回数による判定)

- ③ 平成27年以前3年間の各年(27・26・25)において競馬賞金等の収入があり、その各年のうち、年間5回以上(2歳馬については年間3回以上)出走している競走馬(共有馬を除く)を保有する年が1年以上ある場合。(※この場合1頭保有でも事業所得になります。)

☆申請機関 地方競馬全国協会「競走馬の登録及び出走回数等証明書」及び、
愛知県競馬組合「競馬賞金等の収入証明申請書」(右記) 2ヶ所へ

○競走馬の減価償却

H19.4.1以降取得した資産の償却可能限度額(取得価額95%)及び残存価額(取得価額10%)が廃止。耐用年数(4年)時点において1円まで償却できます。又、H19.3.31以前に取得した資産は従前の方法で償却し、償却可能限度額(95%)に達した場合は、翌年以降5年間で1円まで均等償却できます。

○消費税 H26.4.1から8%です。詳しくは、国税庁HP「消費税のあらまし(平成27年6月)」をご覧ください。

(1)「競走馬の登録及び、出走回数等証明申請書」(同封)

〒106-8639 東京都港区麻布台2-2-1 麻布台ビル
地方競馬全国協会 審査部登録課 ☎03(3583)2142

(2)「競馬賞金等の収入証明申請書(地方競馬)」(右記)

〒455-0069 名古屋市港区泰明町1-1
愛知県競馬組合 成績整理室 ☎052(661)9980

2. 平成27年分賞金等支払調書発送予定について

明年1月8日頃、愛知県競馬組合から各馬主に「平成27年分賞金等の支払調書」が発送されますので確定申告時まで紛失されないよう取り扱いにご注意願います。

平成 年 月 日

競馬賞金等の収入証明申請書 (地方競馬)

〒455-0069

名古屋市港区泰明町1-1

愛知県競馬組合 成績整理室 御 中

☎ 052(661)9980

FAX052(652)6371

〒 _____

住 所 _____

(ふりがな)

氏 名 _____ (印)

(馬主登録番号 _____)

私が、平成25年1月1日から27年12月31日までの3年間に、所有していた馬
が出走した際に貴殿から得た本賞金及び諸手当からなる収入について、証明願います。

注. 事業所得の判定基準①・②に該当する方は確定申告にこの「競馬賞金等の
収入証明申請書(地方競馬)」の添付の必要はありません。